

令和9年4月1日開所
松本市地域型保育事業
設置・運営事業者 募集要項

令和8年4月
松本市 こども若者部 保育課

1 募集の趣旨

松本市（以下「市」という。）では、0歳児から2歳児の保育需要に対応し、待機児童の解消とさらなる子育て支援の充実を図るため、小規模保育事業所を設置・運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を募集します。

2 募集の概要

施設種別	小規模保育事業A型
設置方法	新築、既存物件（賃貸含む）の改修による小規模保育施設の設置
開設時期	令和9年4月1日
受入年齢	0歳児～2歳児
定員規模	19人
募集地域	松本市内
募集施設数	おおむね3施設

3 応募資格

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有するもの（政治的な目的のために結成された法人を除く。）
- (2) 児童福祉事業に熱意と見識を有し、当該事業の運営を適切に行うために必要な経営基盤及び社会的信用を有すること。
- (3) 事業実施の申請時（応募申請書提出時）において、認可保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）のいずれかの運営実績が、通算して1年以上あること。
- (4) 法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、実地指導等で重大な文書指摘を受けていないこと。
- (5) 事業を実施するのに必要な経済的基礎として、年間事業費の12分の2以上の資金を現金もしくは換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- (6) 賃貸物件を賃借して実施する場合は、上記の資金とは別に、賃借料の6か月分以上の資金を現金もしくは換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- (7) 直近の会計年度において、保育施設等の事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (8) 直近2年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。
- (9) 法人及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律164号）第34条の15第3項第4号に該当する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）
- ウ 国税及び地方税を滞納している者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生の手続きをしている者
- オ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- カ 役員の中に次のいずれかに該当する者がいる場合
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員もしくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処されたことがある者

4 法令等の遵守

当該事業所の整備・運営にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準を満たすとともに、必要に応じ関係機関と事前に協議を行うこと。

- (1) 児童福祉法及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法及び関連法令
- (3) 松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (4) 松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）及び松本市家庭的保育事業等の認可に関する規則
- (5) 建築基準法、消防法、食品衛生法、その他事業の実施に際し関係する法令等

5 施設・設備に関すること

(1) 事業所の用地

事業所用地については、次の要件を全て満たしていること。

- ア 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、文化財保護法、その他土地に係る法的規制について、関係機関と事前に協議を行い、事業計画又は土地開発行為の実現性を確認したものであること。
- イ 用地に抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又

はその権利の抹消が確実であること。ただし、当該事業を実施するための施設整備に伴う、抵当権等の設定はこの限りでない。

ウ 用地を賃貸し、建物を設置（所有）する場合は、事業の存続に必要な期間の借地権（賃借権又は地上権）を設定し、これを登記している、又は登記が可能であること。

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）でないこと。また、土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）については、制限はないが望ましくない。なお、設置運営事業者として決定した場合、必ず避難計画を策定すること。

オ 上記のエに掲げる区域については、最新の市防災マップにより確認すること。

カ 既存の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び認可外保育施設の同一敷地内への併設は認めないこととする。

(2) 建物・設備

ア 事業者自らが所有又は賃借する物件において事業を実施すること。

イ 建物及び設備を賃貸する場合は、当該事業の存続に支障が生じないよう、賃貸借契約書等により、事業の存続について担保されていること。

ウ 建物及び当該事業を実施するための設備は、設置運営事業者が確保するものとし、建物は令和8年度中に整備し、令和9年4月1日から確実に開所すること。

エ 建物の検査済証の写しを提出できること。

(ア) 建物を改築・改修している場合は、改築・改修後の検査済証の写しを提出すること。

(イ) 検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書を提出すること。

オ 新耐震基準を満たした建物であること。なお、旧耐震基準により建築された建物の場合は、耐震診断において問題のない建物であるか、耐震補強工事実施済みであること。

カ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）の面積は、部屋の内法面積から有効に保育できない面積を除外した有効面積が基準面積を満たすこと。

キ 保育室等には手洗い設備を設けること。

ク 乳児室又はほふく室には調乳設備を設けることが望ましい。

ケ 調理を行うスペースは、保育室等と区画されていること。

コ 便所には専用の手洗い設備を設け、保育室等及び調理スペースと区画されており、児童が安全に使用できるものであること。また、汚物流し及び幼児用シャワー設備（シャワーパン等）を設置することが望ましい。

サ 体調不良となった児童の静養スペースを確保すること。（事務室等と兼用も

可)

6 運営に関すること

(1) 開所時間

1日11時間（午前7時30分から午後6時30分）以上とすること。

(2) 開所日

月～土曜日（祝日、年末年始を除く。）

ただし、休日保育の実施を制限するものではありません。

(3) 利用定員

ア 15人以上19人以下とすること。

ただし、定員弾力化による22人までの受け入れを制限するものではありません。

イ 年齢別の定員を設け、定員構成は持ち上がりを考慮し、0歳児≦1歳児≦2歳児とすること。

(4) 職員配置等

ア 施設長

施設長を配置し、次の要件をすべて満たすこと。

(ア) 専従及び常勤職員であること。

(イ) 保育施設等で2年以上従事した者であるか、これと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 保育士

(ア) 0歳児 3人につき1人以上

(イ) 1歳児・2歳児 6人につき1人以上、ただし、1歳児については幼児の成長等の観点から、3人につき1人以上の配置が望ましい。

(ウ) 保育士の数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(エ) 上記の年齢区分に応じた数の合計に1を加えた人数以上とすること。

ウ 調理員

調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部委託、連携施設からの搬入の場合は不要。

エ 嘱託医等

嘱託医及び嘱託歯科医を配置すること。

オ 地域子ども・子育て支援事業を実施する場合は、別途、必要となる職員の配置を行うこと。

(5) 保育士の確保

ア 保育士不足等の事情を勘案し、現在保育業務に従事していない有資格者（潜在的保育士）を積極的に採用するとともに、市全体の保育士確保につながるよう努

- めること。
- イ 保育士確保のための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画が立てられていること。
- (6) 児童の入所
入所児童は、保育の必要性の認定を受け、市が利用調整により決定した児童とする。
- (7) 保育内容
保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠するとともに、地域型保育事業の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行わなければならない。
- (8) 給食の提供
ア 原則として自園で調理すること。ただし、連携施設又は当該保育事業者と一の法人又は関連法人が運営する施設からの搬入による提供は可とする。
イ 児童の発達段階や健康状態に応じた食事の提供及び、アレルギー等への配慮を行うこと。
ウ 保育士は、原則として調理業務を兼務しないこと。
エ 給食の衛生管理については、「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）」による、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めること。
- (9) 健康管理及び衛生管理
ア 児童に対し、利用開始時の健康診断、年に2回以上の健康診断を行うこと。
イ 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握に努めること。
ウ 虐待の予防・早期発見のための対策や、虐待が疑われる場合の対応策を講じること。
エ 児童の疾病等に適切な対応を図ること。
オ 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
カ 職員には、年1回以上の健康診断を行うこと。
キ 調理業務や調乳業務、食事介助に従事する職員には、月1回の検便を行うこと。
ク 学校等欠席者・感染症情報システムを導入し、感染症に係る欠席者情報の入力及び報告をすること。（市から（公財）日本学校保健会へ申請をすることで、同システムの利用が可能になります。なお、導入に係る費用はかかりません。）
- (10) 個人情報の保護
ア 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
イ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。
- (11) 苦情処理

苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。

(12) 安全対策

ア 施設には消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てること。

イ 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上行うこと。

ウ 地震時等における家具等転倒防止措置を講じるなど、児童の安全確保の配慮がされていること。

(13) 事故防止及び発生時の対応

ア 事故が発生した場合の対応方法及び防止策等が記載された指針を整備すること。

イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

エ 事故が発生した場合は、速やかに市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。

オ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録すること。

カ 事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること。

キ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

ク 事業者の管理下で発生した児童の傷病に対応する、傷害保険等に加入すること。

(14) 保護者、地域との信頼関係の構築

ア 保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者との信頼関係を築くよう努めること。

イ 当該事業が周辺住民に理解されるよう、整備計画や運営等（送迎時の安全対策や渋滞対策含む）について、地元町会や近隣住民への十分な説明及び理解を得るよう努めるとともに、地域との信頼関係を築くよう努めること。

(15) 特別保育事業の実施

次に掲げる事業を実施すること。

ア 乳児保育事業（遅くとも満5か月経過児からの受入れ）

イ 延長保育事業

ウ 障害児保育事業（障害児の受入体制の整備）

※ ア、イについては、必ず実施するものとする。

※ ウについては、心身に障害をもった児童の保育について、ニーズに対応できるよう受入れ体制を整備すること。なお、障害児の受入れに関しては、市保育所障害児入所審査委員会において支援策を検討します。（別途、補助金制度あり）

(16) その他

ア 上乗せ徴収や実費徴収をする場合は、保護者に内容及び金額を提示し同意を得ること。また、上乗せ徴収をする場合は、市に対して事前協議を行うこと。

イ 地域子ども・子育て支援事業の実施等、多様な保育や地域の子育て支援ニーズに応えるための提案があれば記載すること。

7 連携協力施設の確保について

地域型保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならないとされていることから、次の内容について、事業実施までに連携施設を確保し、これらの施設と連携協力に係る協定書を締結すること。なお、連携施設を複数施設とすることも可能とする。

ただし、連携施設の確保が著しく困難であって、市が認める場合は、令和11年度末までの間、連携施設を確保しないことができる。

(1) 連携協力の内容

ア 保育の支援

利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に対する相談、助言その他保育の内容に関する支援を行うこと。

イ 代替保育の提供

職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該保育事業者に代わって保育を提供すること。

ウ 卒園児の受入体制の確保

保育の提供を受けていた利用児童を、当該保育の提供の終了に際して保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育の提供を行うこと。

エ 給食提供の支援

設置運営事業者に代わって給食を提供する。（自園調理より実施している場合に、調理員の病気や休暇等により給食を提供できない場合を含む。）

(2) 連携施設

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園

イ 保育内容支援について、基準条例第7条第2項に定める条件を満たす場合にあっては、上記ア以外の施設（同条第3項に規定する施設）と連携を可能とする。

ウ 代替保育の提供について、基準条例第7条第4項に定める条件を満たす場合にあっては、上記ア以外の施設（同条第5項に規定する施設）と連携を可能とする。

エ 卒園児の受入れについて、基準条例第7条第6項に定める条件を満たす場合にあっては、上記ア以外の施設（同条第7項に規定する施設）と連携を可能とする。

オ 市立保育園及び市立幼稚園を連携施設として希望する場合は、別途協議すること。

8 補助金・運営費

(1) 補助金

令和8年度の小規模保育事業所の整備を対象とする国の制度に基づき、予算の範囲内で次の補助金を交付します。（補助金の交付には、別途手続きが必要なため補助金額を確約するものではありません。また、国等の要綱改正により、内容が変更になる場合もあります。）

ア 小規模保育施設を新築又は既存物件の増築により設置する場合

就学前教育・保育施設整備交付金

	本体工事費・設計管理費（※1）
補助基準額（上限額）	国の交付金の交付要綱による
補助率	3 / 4

※1：既存の建物の買収費用は対象外

イ 小規模保育施設を自己所有又は賃貸物件等の既存物件の改修により設置する場合

保育対策総合支援事業補助金

	改修費・賃借料（※2）
補助基準額（上限額）	国の補助金の交付要綱による
補助率	3 / 4

※2：改修費と賃借料の合計

- ・改修費：小規模保育事業を実施する場合に必要な改修に係る費用（建物の躯体工事費等を除く内装工事費及び設計料の合算）
- ・賃借料：既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に、貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（着工から保育所開所まで。敷金を除く。）にかかる費用

(2) 運営費

事業所として認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者に対し、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付」（公定価格から、利用者負担額を控除した額）を支給します。

9 応募方法等

(1) スケジュール

項目	期日
応募申請書、募集要項の公表・配布開始 質問票及び応募申請の受付開始	令和8年4月6日(月)
第1次質問受付期限	令和8年4月15日(水)
第1次質問に関する回答の公表	令和8年4月17日(金)までに公表
第2次質問受付期限	令和8年4月24日(金)
第2次質問に関する回答の公表	令和8年4月30日(木)までに公表
応募申請書類の提出期限	令和8年5月22日(金)
候補物件の現地確認	必要に応じて (実施する場合は別途通知します)
書類及び質疑応答審査	令和8年6月上旬頃
審査結果の通知	令和8年6月下旬

(2) 応募申請書及び募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年4月6日(月)から令和8年5月22日(金)まで

イ 配布方法

応募に係る各種様式は、市ホームページからダウンロードが可能です。

ホームページアドレス <http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

(3) 質問の受付

応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、質問票により行うこと。

ア 第1次質問受付期間

令和8年4月6日(月)から令和8年4月15日(水)午後5時まで

イ 第2次質問受付期間

令和8年4月20日(月)から令和8年4月24日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

様式1質問票を記入のうえ、電子メール(Eメール)により提出してください。

メールアドレス jidou@city.matsumoto.lg.jp

エ 回答方法

(ア) 第1次受付分の回答

令和8年4月17日(金)までに市ホームページに掲載します。

(イ) 第2次受付分の回答

令和8年4月30日(木)までに市ホームページに掲載します。

オ その他

(ア) 回答の内容によっては、この要項及び添付資料の追加または修正とみなします。

(イ) 審査内容や評価項目に関する質問については、回答できません。

(4) 応募書類の提出方法

ア 受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年5月22日（金）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く、開庁日の午前9時から午後5時まで）

イ 受付場所

松本市役所こども若者部保育課（東庁舎2階）
（事前に電話連絡のうえ、直接窓口へお持ちください。）

ウ 応募書類

様式2「提出書類一覧（チェックリスト）」のとおり

エ 提出部数

正本1部、副本1部、合計2部及び電子媒体（CD-ROMに格納）

(5) 書類作成方法

ア 応募書類は、原則A4縦サイズとし、両面印刷が可能なものは、両面印刷とする。

イ 書類は正本・副本ともに、綴りひも（左側2穴）で綴ること。（ファイルは不要）

ウ 表紙に、法人名及び「地域型保育事業者応募申請書類」と記載すること。

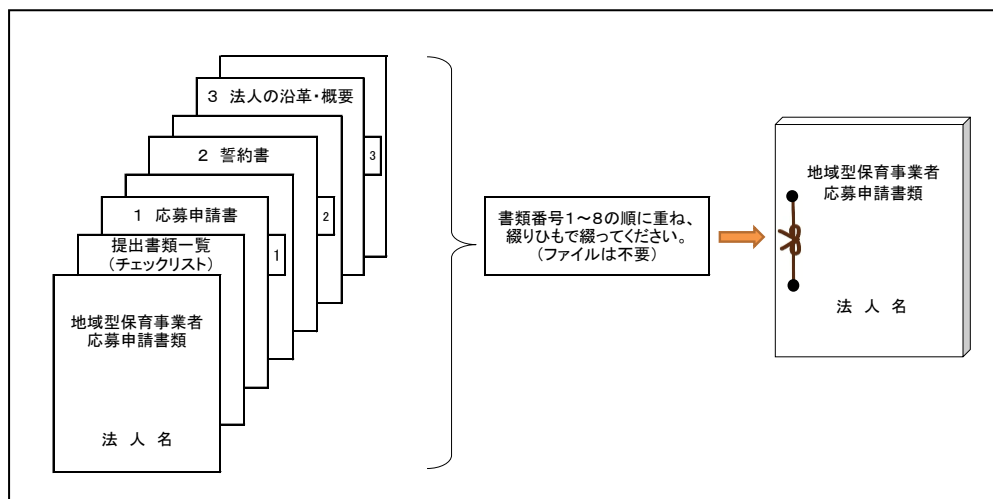
エ 指定様式以外は任意様式とする。

オ 図面等はA3版でも可能とするが、折りたたんでA4サイズとすること。

カ 書類は「提出書類一覧（チェックリスト）」の項目ごとに分類し、インデックス付きの仕切紙に書類番号を付け順番に綴ること。

キ 電子媒体のファイル形式はMicrosoft office Word、Excel、PowerPoint又はPDFとすること。

【提出書類のイメージ】



(6) 注意事項

- ア 受付期間を過ぎたもの、応募書類に不備があるものは受理できません。
- イ 書類提出後は市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え、申請容の変更及び追加提出は認めません。
- ウ 提出書類の返却はしません。
- エ 応募の取下げをする場合は、その理由を記載した応募取下書（任意様式）を提出してください。

10 選考方法及び決定

(1) 設置運営事業者の選考

- ア 別紙1「松本市地域型保育事業設置・運営事業者選考委員会設置要領」に基づき設置する選考委員会の審査によって選考します。
- イ 選考の結果、設置運営事業者を決定しない場合があります。
- ウ 設置運営事業者の応募がない場合又は設置運営事業者を決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

(2) 審査選考の方法

ア 書類及び質疑応答審査

申請書類及び質疑応答の内容により評価を行います。

- (ア) 申請書類等の内容を選考委員会に説明し、委員からの質疑に回答してください。
 - (イ) 審査の日時、場所等については、該当申請者に対して書面で通知します。
 - (ウ) 審査の合計得点の上位者を設置運営事業者候補者として決定します。
 - (エ) 別紙2「松本市地域保育事業設置運営事業者審査選考基準」の「保育ニーズ地区」及び「その他地区」のグループ地区1つあたりの選考施設は1施設を上限とし、同地区内で複数施設が上位得点者となった場合でも、合計得点の高い方の事業者を選考します。
- イ 必要に応じて、現地調査を行います。

(3) 審査基準

別紙2「松本市地域型保育事業設置運営事業者審査選考基準」に基づき審査を行います。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、すべての応募者に文書で通知します。（電話等による問い合わせには、応じません。）

(5) 選考結果の公表

- ア 決定した設置運営事業者名等は、市のホームページで公開します。
- イ 決定の有無にかかわらず提出された書類は、松本市情報公開条例に基づく、

情報公開の対象となります。

(6) 選考結果の辞退

ア 選考結果通知後に辞退する場合は、辞退届を期限内に提出することとし、次点事業者を設置運営事業者候補者に繰り上げる場合があります。

イ 設置運営事業者として正式に決定した後、正当な理由なく設置運営を辞退した場合、そのことから生じる損害の賠償を請求する場合があります。

11 その他

(1) 事業実施にあたっては、市の保育行政を理解し、連携・協力のうえ進めてください。

(2) 事業内容については、市と協議のうえ変更していただく場合があります。

(3) 設置運営事業者として決定された後に、地域型保育事業（小規模保育事業A型）の認可・確認手続きが、別途必要となります。

(4) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明を行った場合は、失格もしくは決定を取り消します。

(5) 申請及びヒアリングに要する一切の費用については、申請者の負担とします。

(6) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が市職員に対し、直接、間接を問わず、連絡を求め又は接触することを禁止します。

12 問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市子ども若者部 保育課 保育担当（松本市役所東庁舎2階）

電話：0263-33-9856（直通）

FAX：0263-34-3236

メールアドレス：jidou@city.matsumoto.lg.jp